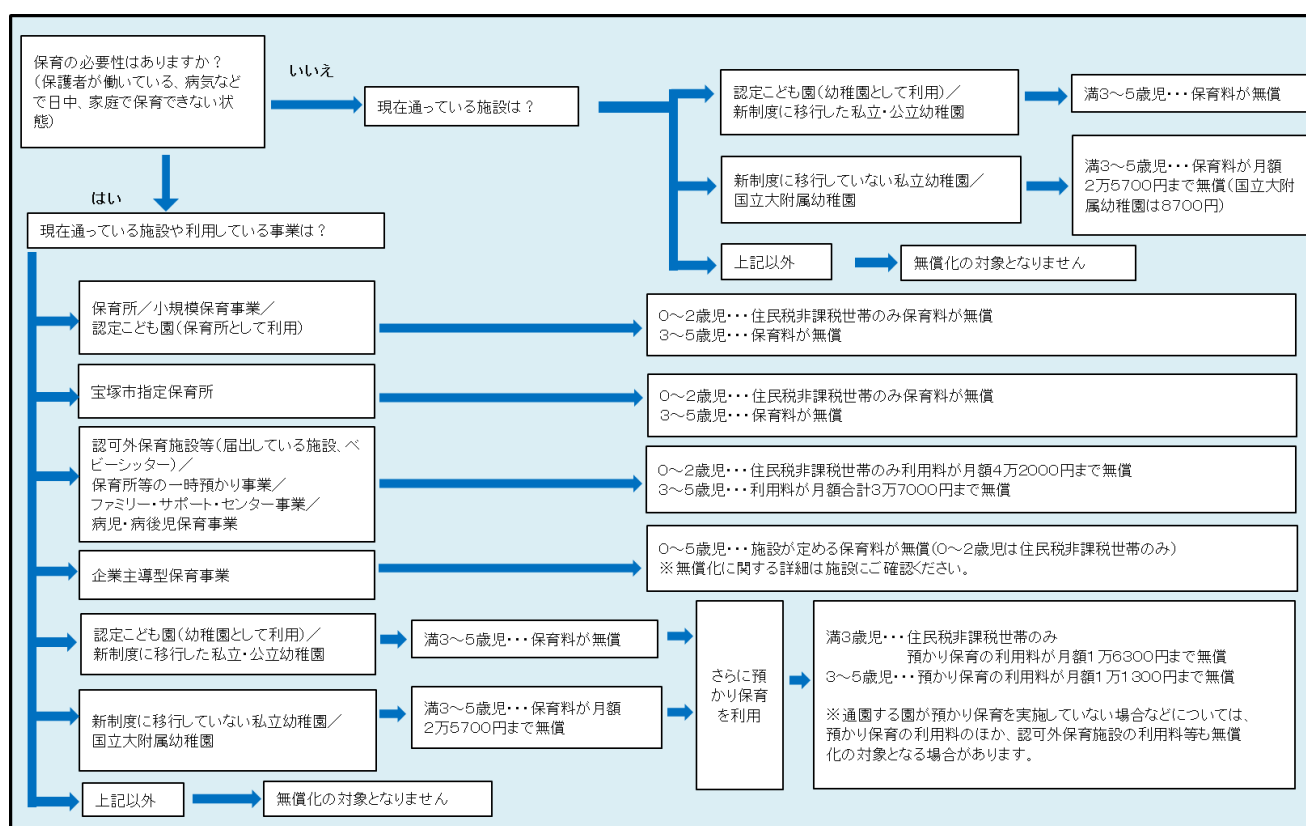


幼児教育・保育無償化のご案内

令和元年（2019年）10月から国による幼児教育・保育の無償化が始まり、幼稚園・保育所・認定こども園などに通う主に3歳クラスから小学校就学前の児童の保育料が無償化されます。このパンフレットでは制度の概要や手続きについてご紹介しています。

無償化のフローチャート



表中の幼稚園の新制度についての説明は次ページを参照してください。
年齢の数え方は3月31日時点となります。

発行日：令和7年10月

発行元：宝塚市役所 保育事業課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

TEL：0797-77-2037

FAX：0797-74-9948

給付認定について

保育料が無償化となるためには、「給付認定」が必要となります。認可保育所や認定こども園、新制度の幼稚園（注１）に入所している人はすでに１号・２号・３号に区分される「教育・保育給付認定」を受けているので、現在の保育料が無償となるために改めて認定を受ける必要はありません。

幼稚園（新制度以外）を利用している人は保育料が無償化となるために「施設等利用給付認定」の新１号の区分の認定を受ける必要があります。また、宝塚市指定保育所に入所している人、認可外保育施設などを利用している人、幼稚園・認定こども園を利用していてさらに預かり保育を利用する人、保育所等の一時預かり保育などを利用している人は、新２号・新３号の区分の認定を受ける必要があります。

新１号・新２号・新３号の認定を受けるためには「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を市へ提出しなければなりません。（４月新規入園児は電子申請です。）

※注１ 子ども・子育て支援法に定める特定教育施設。宝塚市内では宝塚厚生幼稚園、生成幼稚園のみ。

現在の１・２・３号認定（教育・保育給付認定）

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能な施設
１号認定	３～５歳児	不要	幼稚園（新制度）、認定こども園（幼稚園部分）
２号認定		必要	保育所、認定こども園（保育所部分）
３号認定	０～２歳児		保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業所

新１号・新２号・新３号認定（施設等利用給付認定）

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能な施設
新１号認定	満３～５歳児	不要	幼稚園（新制度以外）
新２号認定	３～５歳児	必要	（幼稚園または認定こども園）＋ 預かり保育、指定保育所、認可外保育施設など
新３号認定	０～２歳児 （住民税非課税世帯のみ）		

新２号と新３号の認定を受けるためには「保育の必要性」の事由が必要となります。保護者の就労や疾病などのために家庭で保育ができない状況を言います。保育の必要性の事由は次の表１のとおりです。また、保育の必要性の事由の証明書類として、次の表２の書類を添付して提出してください。

表1 保育の必要性の事由と要件等

保育の必要性

保育の必要性が認められるのは、次のいずれかの事由に該当する場合です。

番号	事由	要件	認定期間
1	就労	家庭内外において月64時間以上の労働に常態的に従事している場合	左記の状態が継続している期間
2	妊娠・出産	母親が妊娠中であるか又は出産後の場合	出産前は妊娠中であれば期間の制限なし 出産後は出産日から起算して、8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
3	疾病・負傷等	疾病・負傷等による入院、通院、療養及び身体、精神の障害(しょうがい)等がある場合	診断書等に基づく期間
4	疾病等の介護・看護 (別居を含む)	親族の疾病の介護または通園の付き添いを月64時間以上行う場合	診断書等に基づく期間
5	災害の復旧	火災等の災害復旧にあたる場合	災害復旧に必要な期間
6	就労予定	求職活動を継続的に行っている場合	3か月(※) 認定後3か月以内に月64時間以上の就労をしていない場合、認定期間が終了となります。
7	通学	大学・専門学校・職業訓練学校等に月64時間以上通学している場合	通学終了までの期間
8	育児休業からの復職予定	育児休業から復職する予定である場合 (認定日時点で産前産後休暇・育児休業を取得している場合)	2か月(※) 認定後2か月以内に復職しない、又は月64時間以上の就労をしていない場合、遡及して認定取消となります。
9	育児休業中	育児休業に係る児童の育児休業中の期間にあたる場合	育児休業中の期間 ※育児休業に係る児童が保育施設等に入所又は施設等利用給付認定が決まった場合、入所日又は認定後2か月以内に復職する必要があります。復職できない場合、認定期間が終了となります。 復職後は復職日のわかる就労証明書の提出をお願いいたします。月64時間以上の場合は引き続き、施設等利用給付認定を受けることができます。
10	多子家庭	就学前の在宅児童が、同一世帯内に当該児童含め4人以上いる。(父・母いずれか1人のみに適用)	左記の状態が継続している期間

※1「就労」と4「疾病等の介護・看護」の月64時間以上の基準については、1「就労」と4「疾病等の介護・看護」の時間の合算に加え、7「通学」の時間のうち、授業時間や学校等での待機時間(自宅にいる時間や学校等への通学に係る時間を除く)を含めることができます。

表2 保育の必要性の事由の添付書類

保育を必要とする理由	必要書類(その他必要に応じて提出を求める場合がございます。)
就労	就労証明書 ※法人格のない自営業者本人が就労証明書を作成する場合、以下①～⑤いずれかの書類の写しを要します。 ①開業届 ②確定申告書 ③取引先との契約書 ④営業許可証 ※内定状態の場合、就労後の内容で再提出が必要です。 ※有期雇用の場合、雇用期間のみの認定となります。雇用期間が延長される度に就労証明書の提出が必要です。ただし、継続認定で就労証明書を提出いただく場合は、備考欄に契約が更新予定である旨の記載があれば、雇用期間終了後の再提出は不要です。
妊娠・出産	①母子健康手帳の写し(氏名・出産予定日が記載されている箇所) ②同意書(宝塚市所定の様式)
疾病・負傷	①医師の診断書(宝塚市所定の様式) ②身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の写し
疾病等の介護・看護	①介護看護申立書 ②身体障害者手帳(1～4級)・精神障害者保健福祉手帳(1～3級)・療育手帳(A・B)・介護保険被保険者証(要介護1～5)の写しのいずれか、又は医師の診断書(宝塚市所定の様式)
災害の復旧	罹災証明書
就労予定	就労誓約書(宝塚市所定の様式)
通学	①在学証明書(又は学生証) ②時間割表
育児休業からの復職予定 育児休業中	①就労証明書 ②育児休業からの復職誓約書(宝塚市所定の様式)
多子家庭	申立書

※ひとり親の場合

上記書類に加えて、下記のいずれかを提出してください。(写し可)

ただし、離婚後も同居している場合は下記書類は不要です。父母それぞれの上記添付書類を提出してください。

①母子家庭等医療費受給者証 ②戸籍謄本 ③離婚届受理証明 ④離婚調停成立がわかる書類

(調停中の場合は裁判所からの調停申立受理証明書や調停期日通知書等をご提出いただき、調停成立後に

①～③か調停成立がわかる書類の提出が必要です。)

認可保育所・私立認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業を利用している人

無償化の給付を受けるためには2号・3号の認定を受ける必要があります。入所中の方はすでに認定を受けていますので手続きは必要ありません。

1 月額保育料について

3～5 歳児の全員と0～2 歳児の住民税非課税世帯の児童は保育料が無償化され、市（認可保育所、公立認定こども園）又は施設（私立認定こども園、小規模保育事業）へのお支払いがなくなります。手続きは必要ありません。ただし、延長保育料、給食費（下記2の免除者を除く）、日用品や文房具などの教材費などは無償化の対象外となりますので、これまでどおりお支払いが必要です。

年齢クラス	課税状況	令和元年 10 月からの保育料
0～2 歳児	課税	課税額に応じた保育料
	非課税	無償化
3～5 歳児	—	無償化

※無償化後も多子世帯の保育料の軽減（第2子半額、第3子以降無料）は継続されます。

上の子が無料となっても子どものカウント数に含まれます。

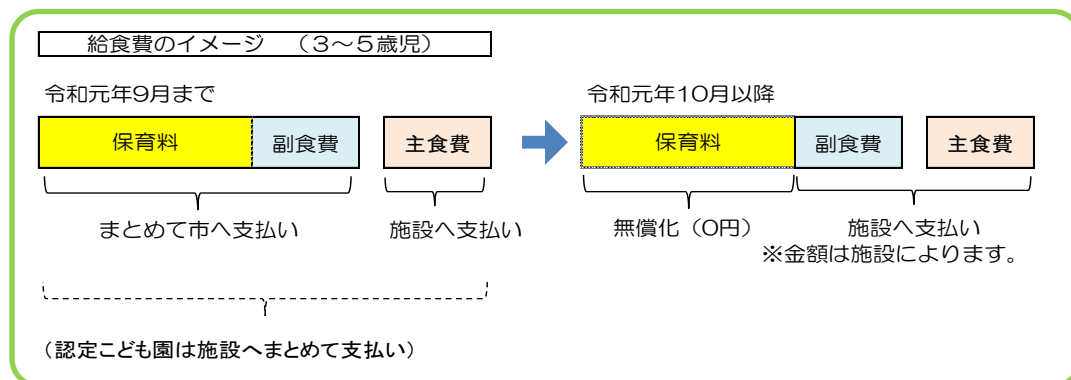
2 3～5 歳児の給食費について

給食費には主食費（ごはん・パン・めんなど）と副食費（おかず・おやつなど）があります。3～5 歳児の給食費について、これまでは主食費は市（公立）又は施設（私立）へお支払いいただき、副食費は保育料に含めてお支払いいただいていた。令和元年 10 月以降は、保育料本体部分は無償化されますが、保育料に含まれていた副食費（おかず代・おやつ代など）が実費となり、市又は施設へ直接お支払いいただくこととなります。

ただし、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満（特例世帯は 77,101 円未満）の世帯は副食費の支払が免除となります。また、第3子以降も免除となります。

0～2 歳児の給食費についてはこれまでと変わりありません。

※特例世帯はひとり親世帯や同一世帯に障害者手帳の交付を受けた人がいる世帯などのことを言います。



私立認定こども園（幼稚園部分）・私立幼稚園（新制度）を利用している人

無償化の給付を受けるためには 1 号の認定を受ける必要があります。入所中の方はすでに 1 号認定を受けていますので手続きは必要ありません。ただし、預かり保育の利用料の無償化を希望する場合は新 2 号・新 3 号いずれかの認定を受ける必要があります。

認定区分	対象
1 号	下記以外の利用者（預かり保育の無償化を希望しない人）
新 2 号	3 歳児（年少）～5 歳児（年長）で保育の必要性がある人（預かり保育の無償化を希望する人）
新 3 号	満 3 歳児（3 歳の誕生日から初めて迎える 3 月 31 日まで）で保育の必要性があり、住民税非課税世帯の人（預かり保育の無償化を希望する人）、

1 月額保育料について

満 3～5 歳児の全員の保育料が無償化され、施設へのお支払いがなくなります。手続きは必要ありません。ただし、預かり保育料（下記 2 を除く）、給食費（下記 3 の免除者を除く）、日用品や文房具などの教材費、バス送迎費、入園準備金、制服代などは無償化の対象外となりますので、これまでどおりお支払いが必要です。

※無償化後も多子世帯の保育料の軽減（第 2 子半額、第 3 子以降無料）は継続されます。上の子が無料となっても子どものカウント数に含まれます。

2 預かり保育料の無償化について

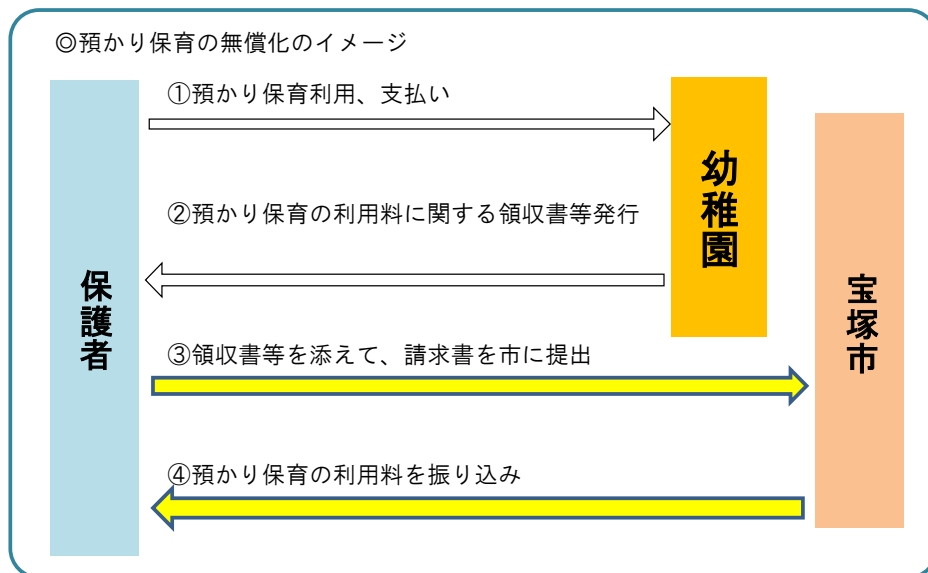
保育の必要性の認定（新 2 号・新 3 号）を受けた場合、利用日数に応じて月額 11,300 円（住民税非課税世帯の満 3 歳児は月額 16,300 円）を上限に預かり保育の利用料が無償となります。

次の①、②の金額のうち、一番低い金額を給付します。

年齢クラス	金額
3～5 歳児	①利用日数×日額 450 円（上限：月額 11,300 円） ②施設に支払った預かり保育料
満 3 歳児	①利用日数×日額 450 円（上限：月額 16,300 円） ②施設に支払った預かり保育料

☞ 無償化の給付を受けるためには

預かり保育の保育料が無償化となるには新 2・3 号の認定を受ける必要があり、そのためには申請が必要です。（4 月新規入園児は電子申請です。施設を通じて案内文を配布します。）認定後、預かり保育の利用料金を施設へ支払い、施設から領収書・提供証明書の書類を受け取り、市へ給付申請の手続きをしてください。



☞ 新2号・新3号の認定を受け、幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用している方が、認可外保育施設、認可保育所の一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業を利用した場合について

原則として、これらの事業の利用料は無償化の対象となりません。ただし、所属する幼稚園で十分な預かり保育（注1）が実施されていない場合に限って、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポート事業の利用も無償化の対象となります（注2）。

※注1 平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満の場合又は年間開所日数が200日未満。預かり保育の時間及び開所日数につきましては、在籍する幼稚園にご確認ください。

※注2 保育を必要とする理由が育児休業中である場合は、一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポート事業は無償化の対象外となります。

3 3～5 歳児の給食費について

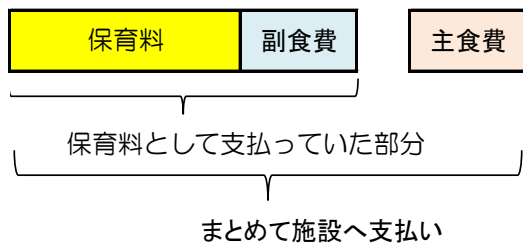
給食費には主食費（ごはん・パン・めんなど）と副食費（おかず・おやつなど）があります。3～5歳児の給食費については、令和元年10月以降も従来通り主食費（ごはん・パン・めんなど）・副食費（おかず・おやつなど）は施設（私立）へ直接お支払いいただくこととなります。

ただし、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯は副食費の支払が免除となります。また、第3子以降も免除となります。

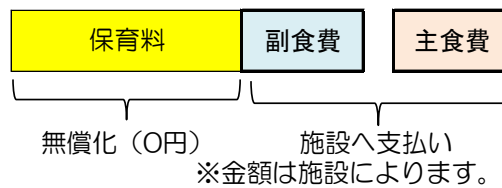
※子どもの数え方は小学校3年生までの子をカウントします。

給食費のイメージ（3～5歳児）

令和元年9月まで



令和元年10月以降



私立幼稚園（新制度以外）、国立幼稚園を利用している人

無償化の給付を受けるためには新 1 号の認定を受ける手続きが必要となります。また、預かり保育事業の利用料の無償化を希望する場合は、さらに新 2 号・新 3 号いずれかの認定を受ける必要があります。

認定区分	対象
新 1 号	下記以外の幼稚園利用者（預かり保育の無償化を希望しない人）
新 2 号	3 歳児（年少）～5 歳児（年長）で保育の必要性がある人（預かり保育の無償化を希望する人）
新 3 号	満 3 歳児（3 歳の誕生日から初めて迎える 3 月 31 日まで）で保育の必要性があり、住民税非課税世帯の人（預かり保育の無償化を希望する人）、

1 月額保育料について

無償化により、満 3～5 歳児の全員の保育料が月額 25,700 円（注 1）を上限に無償となります。また、月額の保育料が上限額未満の場合は、その年度に支払った入園料（注 2）についても無償化の対象に含めることができます。ただし、預かり保育料（下記 2 を除く）、給食費（下記 3 を除く）、日用品や文房具などの教材費、バス送迎費、制服代などは無償化の対象外となりますので、これまでどおりお支払いが必要です。

毎月の保育料から 25,700 円を除いた額を施設へお支払いください。入園料まで無償化対象となる施設で、入園料をすでに施設に支払っている場合は、無償化対象分を市から保護者へ直接給付します。

※注 1 国立幼稚園は月額 8,700 円、国立特別支援学校幼稚部は月額 400 円。

※注 2 在籍月数により月額換算します。

無償化の給付を受けるためには

新 1 号の認定を受けることが必要です。施設から認定申請書を受け取り、施設を通じて市へ提出してください。（4 月新規入園児は電子申請です。施設を通じて案内文を配布します。）

保育料・入園料の無償化（施設等利用費の給付）の仕組みと支払いの流れ

パターン１ ★月額保育料が上限金額２５，７００円以内の場合（入園料なし）★

氏名	入園料	入園料に 含める月数	入園料 月額換算	月額保育料	項目	金額
Aさん	0	0	0	23,000	給付上限 ①	25,700
					幼稚園が定める月額保育料 ②	23,000
					保育料の保護者負担 ③	0
					納付済み入園料（月額換算） ④	0
					入園料に対する補助金額 ⑤=①-②	0

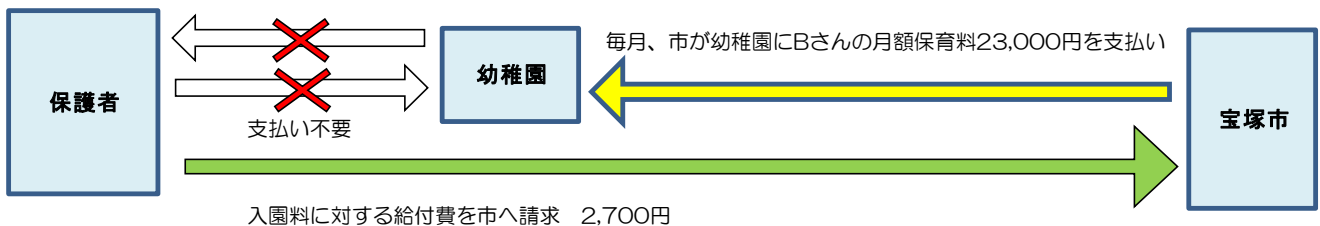
保護者への請求なし



パターン２ ★月額保育料が上限金額２５，７００円以内の場合（入園料あり）★

氏名	入園料	入園料に 含める月数	入園料 月額換算	月額保育料	項目	金額
Bさん	60,000	12	5,000	23,000	給付上限 ①	25,700
					幼稚園が定める月額保育料 ②	23,000
					保育料の保護者負担 ③	0
					納付済み入園料（月額換算） ④	5,000
					入園料に対する補助金額 ⑤=①-②	2,700

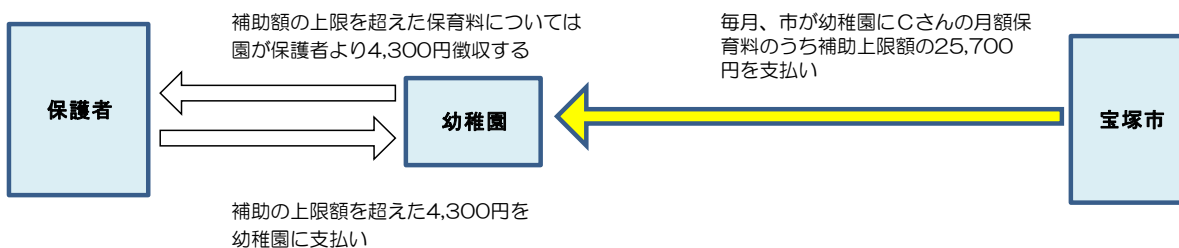
保護者への請求なし



※今回の場合は、月額保育料分で23,000円の補助となり、残りの2,700円分を入園料分の補助に充てることになります。
よって、月額保育料23,000円・入園料月額換算金額2,700円の合計25,700円の補助となります。

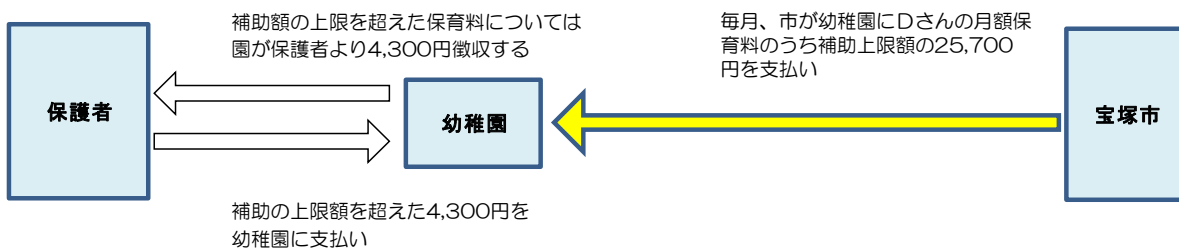
パターン3 ★月額保育料が上限金額25,700円を上回る場合（入園料なし）★

氏名	入園料	入園料に 含める月数	入園料 月額換算	月額保育料	項目	金額
Cさん	0	0	0	30,000	給付上限 ①	25,700
					幼稚園が定める月額保育料 ②	30,000
					保育料の保護者負担 ③	4,300
					納付済み入園料（月額換算） ④	0
					入園料に対する補助金額 ⑤=①-②	0



パターン4 ★月額保育料が上限金額25,700円を上回る場合（入園料あり）★

氏名	入園料	入園料に 含める月数	入園料 月額換算	月額保育料	項目	金額
Dさん	60,000	12	5,000	30,000	給付上限 ①	25,700
					幼稚園が定める月額保育料 ②	30,000
					保育料の保護者負担 ③	4,300
					納付済み入園料（月額換算） ④	5,000
					入園料に対する補助金額 ⑤=①-②	0



※入園料に関してはすでに保育料が補助上限の25,700円に達しているため、入園料については補助対象外となります。

2 預かり保育料の無償化について

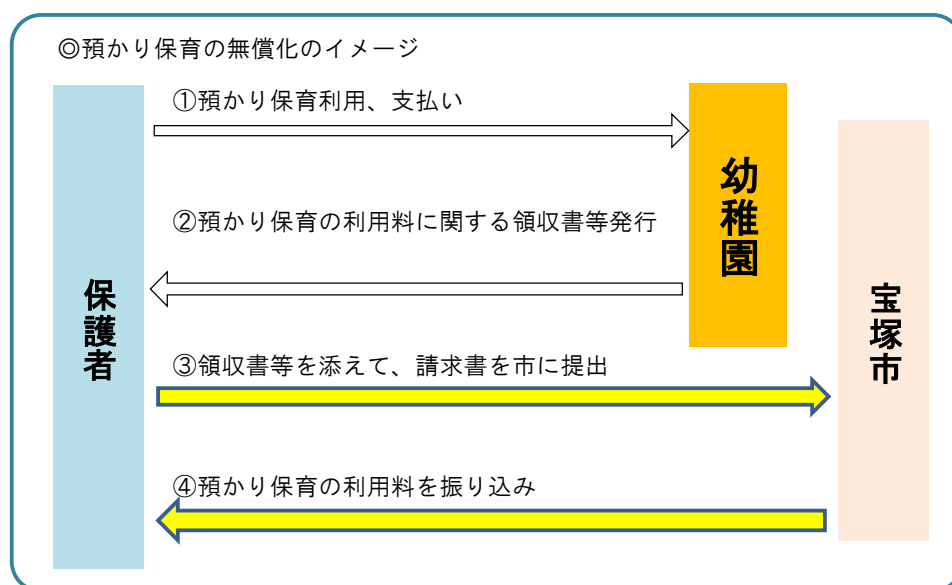
保育の必要性の認定（新2号・新3号）を受けた場合、利用日数に応じて月額11,300円（住民税非課税世帯の満3歳児は月額16,300円）を上限に預かり保育の利用料が無償となります。

次の①、②の金額のうち、一番低い金額を給付します。

年齢クラス	金額
3～5歳児	①利用日数×日額450円（上限：月額11,300円） ②施設に支払った預かり保育料
満3歳児	①利用日数×日額450円（上限：月額16,300円） ②施設に支払った預かり保育料

無償化の給付を受けるためには

預かり保育の保育料が無償化となるには新2号・新3号の認定を受ける必要があります、そのためには申請が必要です。認定後は、預かり保育の利用料金を施設へ支払い、施設から領収書・提供証明書の書類を受け取り、市へ給付申請の手続きをしてください。給付申請の詳細は認定の際に市からご案内します。



幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用している方が、認可外保育施設、認可保育所等の一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業を利用した場合について

原則として、これらの事業の利用料は無償化の対象となりません。ただし、所属する幼稚園で十分な預かり保育が実施されていない場合（注4）に限って、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポート事業（預かり、または預かり+送迎のみが対象。送迎のみは対象外。）の利用も無償化の合算対象となります。

※注4 平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満の場合又は年間開所日数が200日未満であること。預かり保育の時間及び開所日数につきましては、在籍する幼稚園にご確認ください。

3～5 歳児の給食費について

給食費には主食費（ごはん・パン・めんなど）と副食費（おかず・おやつなど）があります。

今回の無償化に伴い、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯は副食費の支払が免除となります。また、第 3 子以降も免除となります。

※子どもの数え方は小学校 3 年生までの子をカウントします。



無償化の給付を受けるためには

施設には一度副食費を支払ってください。対象となる可能性がある方には市から毎年 2 月頃にご案内を送付しますので、案内に従って手続きをしてください。手続き後、市から保護者へ振り込みます。副食費に係る領収証は保管しておいてください。

宝塚市指定保育所を利用している人

無償化の給付を受けるためには新2号・新3号のいずれかの認定を受ける必要があります。入所施設を通じて新2号・新3号の認定を受ける手続きが必要となります。

認定区分	対象
新2号	3歳児～5歳児で保育の必要性がある人
新3号	0歳児～2歳児で保育の必要性があり、住民税非課税世帯の人

1 月額保育料について

3～5歳児の全員と0～2歳児の住民税非課税世帯の児童は保育料が無償化され、施設へのお支払いがなくなります。ただし、延長保育料、給食費、日用品や文房具などの教材費などは無償化の対象外となります。

年齢クラス	課税状況	令和元年10月からの保育料
0～2歳児	課税	課税額に応じた保育料
	非課税	無償化
3～5歳児	—	無償化

※無償化後も多子世帯の保育料の軽減（第2子半額、第3子以降無料）は継続されます。上の子が無料となっても子どものカウント数に含まれます。

無償化の給付を受けるためには

新2号・新3号の認定を受けるための申請が必要です。施設から認定申請書を受け取り、施設を通じて市へ提出してください。

認可外保育施設（ベビーシッターを含む）、保育所等の一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業を利用している人

無償化の給付を受けるためには新2号・新3号のいずれかの認定を受ける手続きが必要となります。

認定区分	対象
新2号	3歳児～5歳児で保育の必要性がある人
新3号	0歳児～2歳児で保育の必要性があり、住民税非課税世帯の人

1 月額保育料について

3～5歳児と0～2歳児の住民税非課税世帯の児童で、保育の必要性の認定（新2号・新3号）を受けた場合、月額37,000円（住民税非課税世帯の0～2歳児は月額42,000円）を上限に保育料が無償化となります。ただし、延長保育料、給食費、日用品や文房具などの教材費、ファミリーサポートの交通費などは無償化の対象外となります。

年齢クラス	課税状況	令和元年10月からの保育料
0～2歳児	課税	施設の定める保育料
	非課税	月額上限42,000円まで無償化
3～5歳児	—	月額上限37,000円まで無償化

対象となる施設、事業

認可外保育施設（ベビーシッターを含む）、保育所等の一時預かり事業（認可外保育施設や企業主導型保育事業の一時預かり（注2）等も含む）、病児保育事業、ファミリーサポート事業（注1）です。上限額の範囲内で複数のサービスを併用することも可能です。

無償化の対象となる施設等は、都道府県に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設等がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。5年経過後（令和6年10月以降）に基準を満たしていない場合は無償化の対象から外れることとなります（無償化の対象可否や基準を満たしているかどうかについては、市のホームページで公開しています。）。また、施設等の所在地市町村によっては無償化の対象施設等の範囲に制限を設けている場合がありますので、他市町村の施設、事業を利用する方は無償化の対象となるかどうかは所在地市町村に確認してください。

※注1 預かり利用が対象。預かりに伴う送迎についても対象。ただし送迎のみの利用は対象外です。

※注2 企業主導型保育事業の一時預かりの場合、無償化の対象にならない場合があります。あらかじめ対象施設に確認してください。



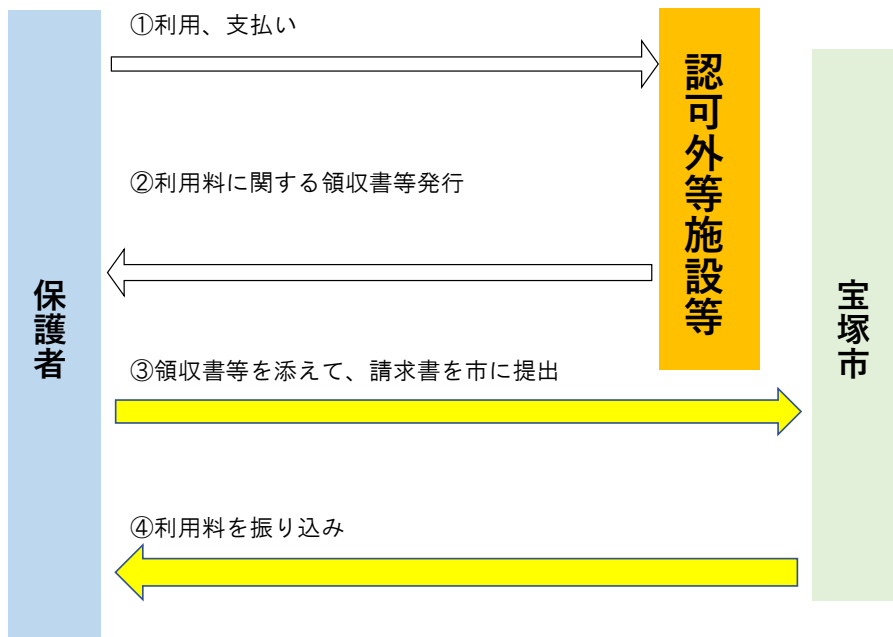
←無償化対象の施設一覧
（ページの中ほどにあります。）

ID:1060610

 無償化の給付を受けるためには

まず新2号・新3号の認定を受けるための申請が必要です。施設等から「施設等利用給付認定申請書」を受け取り、施設を通じて市へ提出してください。認定後は、利用料金を施設等へ支払い、施設等から領収書と提供証明書、（ファミリーサポート事業の場合はさらに活動報告書も必要です。）の書類を受け取り、市へ給付申請の手続きをしてください。給付申請の詳細は認定の際に市からご案内します。

◎認可外保育施設等の無償化のイメージ



企業主導型保育事業を利用している人

1 月額保育料について

3～5 歳児の全員と0～2 歳児の住民税非課税世帯の児童は”標準的な保育料”を上限に保育料が無償化されます。ただし、延長保育料、給食費、日用品や文房具などの教材費などは無償化の対象外となりますので、これまでどおりお支払いが必要です。

年齢クラス	課税状況	令和元年 10 月からの保育料
0～2 歳児	課税	施設の定める保育料
	非課税	標準的な保育料を上限に無償化
3～5 歳児	—	

”標準的な保育料”とは

企業主導型保育事業の管轄省庁より毎年度示される要綱に示される金額となります。令和元年度は以下の金額となります。金額は毎年度変更となる可能性があります。

年齢クラス	金額
0 歳児	37,100 円
1～2 歳児	37,000 円
3 歳児	26,600 円
4～5 歳児	23,100 円

無償化の給付を受けるためには

従業員枠で入所している場合と地域枠で入所している場合で異なります。

- 従業員枠の場合

⇒ 利用施設で保育の必要性の確認を受けてください。

- 地域枠の場合

⇒ 宝塚市で 2・3 号の保育認定を受ける必要があります。地域枠での入所時にすでに認定を受けている場合は改めての手続きは不要です。